

記入例

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経
第 7 条第 1 項の規定による証明に関する申請書

提出日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

高知市長 桑名 龍吾 様

住 所 高知市本町〇—〇—〇
電 話 番 号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
申請者氏名 高知 太郎
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

支援を受けた事業者名及び
期間・回数を記入してください。

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

区分	支援内容	創業支援等事業者	期間・回数
経営	個別支援	高知商工会議所	令和〇年〇〇月〇〇日 ～令和〇年〇〇月〇〇日 (4 回)
財務	個別支援	同上	令和〇年〇〇月〇〇日 ～令和〇年〇〇月〇〇日 (4 回)
人材 育成	個別支援	同上	令和〇年〇〇月〇〇日 ～令和〇年〇〇月〇〇日 (4 回)
販路 開拓	個別支援	同上	令和〇年〇〇月〇〇日 ～令和〇年〇〇月〇〇日 (4 回)

2 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地（個人の場合は事業所在地）

(1) 商号（屋号） 株式会社〇〇〇〇
(2) 本店所在地 高知市本町〇—〇—〇

3 設立しようとする会社の資本金額 2.00万 円（会社の場合）

4 新たに開始しようとする事業の業種、内容

飲食業：洋菓子の製造販売

5 設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日 令和〇年〇〇月〇〇日

※ 2～5は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の業種、内容、内容について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

この欄は、市が記入します。
記入しないでください。

商振第 号
令和 年 月 日

高知市長 桑 名 龍 吾 印

申請者が、上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和9年3月31日まで

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

ここまでが1ページにおさまるように作成
してください。

<同意欄>

氏名

高知 太郎

証明を受けるに当たり、下記について同意します。

- (1) 高知市が、私が受けた特定創業支援等事業の具体的な内容を確認するため、支援を受けた創業支援等事業者に対して、この申請の内容を提示すること。
- (2) 創業支援等事業者が、私が受けた特定創業支援等事業の具体的な内容を高知市に提供すること。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1 会社^{※1}設立時の登録免許税の軽減について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。